教　育　公　報

三重県教育委員会

目　　次

規　　則　○　三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則を廃止する規則 …… 教育総務課　1頁
訓　　令　○　県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令 …… 福利・給与課　1頁
　　○　三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令 …… 教職員課　3頁
公　　告　○　公立学校の廃止届の受理 …… 学校経理・施設課　5頁
　　○　公立学校の設置届の受理 …… 学校経理・施設課　6頁
　　○　公立学校の位置変更届の受理 …… 学校経理・施設課　6頁

規　　則

三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県教育委員会教育長　福　永　和　伸

三重県教育委員会規則第十三号

三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則を廃止する規則

三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第二十一号）は廃止する。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

訓　　令

教委訓第4号

各県立学校

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

三重県教育委員会教育長　福　永　和　伸

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和54年教委訓第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後

別表（第2条、第3条関係）

校種	職員	品目	数量	貸与期間	摘要
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
高等学校	主として学校環境及び施設の整備に関する技術・技能的作業に従事する職員	作業服（上下）	1	2年	
		作業服（帽子）	1	4	
		夏シャツ	1	2	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	主として学校環境及び施設の整備に関する技術・技能的作業に従事する職員	作業服（上下）	1	2	
		作業服（帽子）	1	4	
		夏シャツ	1	2	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	主として学校環境及び施設の整備に関する技術・技能的作業に従事する職員	作業服（上下）	1	2	
		作業服（帽子）	1	4	
		夏シャツ	1	2	

改　正　前

別表（第2条、第3条関係）

校種	職員	品目	数量	貸与期間	摘要
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
高等学校	主として学校環境及び施設の整備に関する技術・技能的作業に従事する職員	作業服（上下）	1	2年	
		夏シャツ	1	2	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	主として学校環境及び施設の整備に関する技術・技能的作業に従事する職員	作業服（上下）	1	2	
		夏シャツ	1	2	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	主として学校環境及び施設の整備に関する技術・技能的作業に従事する職員	作業服（上下）	1	2	
		夏シャツ	1	2	

支援学校					
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
中学校	主として学校環境及び施設の整備に関する技術・技能的作業に従事する職員	作業服（上下） 作業服（帽子） 夏シャツ	1 1 1	2 4 2	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　作業服（上下）の貸与を受ける資格を取得した最初の貸与に限り数量を2とする。この場合において作業服（上下）の最初の貸与期間は、この表の貸与期間の欄中「1」とあるのは「2」と、「2」とあるのは「3」とする。

支援学校					
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
中学校	主として学校環境及び施設の整備に関する技術・技能的作業に従事する職員	作業服（上下） 夏シャツ	1 1	2 2	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　作業服の貸与を受ける資格を取得した最初の貸与に限り数量を2とする。この場合において作業服の最初の貸与期間は、この表の貸与期間の欄中「1」とあるのは「2」と、「2」とあるのは「3」とする。

附　則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

教委訓第5号

局中一般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和8年3月31日

三重県教育委員会教育長　福　永　和　伸

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1共通決裁事項(1)一般事務の表第10項の事務の種類「清算法人及び公益信託に関する事務」を「清算法人及び旧公益信託に関する事務」に改め、第2号中「大正11年法律第62号。」を「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第2条第2項に基づき従前の例によることとされる改正前の公益信託ニ関スル法律をいう。」に改め、同項第37号中「平成14年三重県条例第42号。」を「三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年三重県条例第21号）による改正前の三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例をいう。」に改め、同項第46号中「平成14年三重県教育委員会規則第21号」を「三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則を廃止する規則（令和8年三重県教育委員会規則第13号）による廃止前の三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則をいう。」に改め、同表第11項第2号中「意見聴取」の次に「(法第11条第4項及び第25条第4項の規定により準用する場合を含む。)」を加え、同表第12項の次に次の1項を加える。

12 ｜ 2	公益信託に関する事務	1　公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。次号から第40号までにおいて「法」という。）第6条の規定による公益信託認可	○							
		2　法第10条の規定による公益信託認可に関する許認可等行政機関等			○					

		の意見聴取（法第12条第6項及び第22条第7項の規定により準用する場合を含む。）			○					
		3　法第11条の規定による公示（法第12条第6項及び第22条第7項の規定により準用する場合を含む。）			○					
		4　法第12条第1項の規定による変更の認可			○					
		5　法第13条第1項の規定による申請書の変更後の行政庁への提出			○					
		6　法第13条第2項の規定による事務の引継ぎ			○					
		7　法第14条第1項の規定による変更の届出の受理			○					
		8　法第14条第2項の規定による公示			○					
		9　法第15条第1項の規定による辞任の届出の受理			○					
		10　法第15条第2項の規定による公示			○					
		11　法第21条第1項の規定による提出書類の受理				○				
		12　法第21条第2項の規定による公表			○					
		13　法第22条第1項の規定による併合等の認可			○					
		14　法第25条第1項の規定による終了の届出の受理			○					
		15　法第25条第2項の規定による公示			○					
		16　法第26条第1項の規定による残余財産の給付の見込みの届出の受理			○					
		17　法第26条第2項の規定による清算の結了の届出の受理			○					
		18　法第26条第3項の規定による公示			○					
		19　法第28条第1項の規定による報告の要求及び検査			○					
		20　法第29条第1項の規定による勧告及び同条第3項の規定による措置の命令			○					
		21　法第29条第2項の規定による公表			○					
		22　法第29条第4項の規定による公示			○					
		23　法第29条第5項の規定による許認可等行政機関等の意見聴取（法第30条第3項において準用する場合を含む。）			○					

		24　法第30条第1項又は第2項の規定による認可の取消し	○							
		25　法第30条第4項の規定による公示			○					
		26　法第31条第1項の規定による申立て	○							
		27　法第32条の規定による行政庁に対する意見の提出			○					
		28　法第38条において準用する法第34条の規定による合議制の機関への諮問	○							
		29　法第38条において準用する法第35条第2項の規定による措置の報告			○					
		30　法第38条において準用する法第36条の規定による送付等			○					
		31　法第38条において準用する法第37条第3項の規定による勧告に基づいてとった措置の報告			○					
		32　法第39条の規定による通知			○					
		33　法第40条の規定による協力依頼			○					
		34　法第49条の規定による過料の決定		○						
		35　法附則第6条第1項の規定による移行認可	○							
		36　法附則第10条第1項において準用する法第10条の公益信託認可に関する許認可等行政機関等の意見聴取及び法附則第10条第2項の規定による旧主務官庁への意見聴取			○					
		37　法附則第11条の規定による旧主務官庁への通知			○					
		38　法附則第16条において準用する法附則第13条の規定による合議制の機関への諮問	○							
		39　法附則第16条において準用する法附則第14条において準用する第35条第2項の規定による措置の報告			○					
		40　法附則第16条において準用する法附則第15条による通知			○					

附　則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

公　　告

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

令和8年3月31日

三 重 県 教 育 委 員 会

名　　称	廃止しようとする日	廃　止　の　理　由
松阪市立朝見小学校	令和8年3月31日	「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」及び「松阪市立小中学校再編活性化計画」に基づき再編するため
松阪市立掃水小学校		「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」及び「松阪市立小中学校再編活性化計画」に基づき再編するため
松阪市立松ケ崎小学校 松阪市立米ノ庄小学校		「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」及び「松阪市立小中学校再編活性化計画」に基づき再編するため
明和町立大淀小学校	令和8年3月31日	「明和町小学校区編制にかかる基本計画」に基づき再編するため
明和町立上御糸小学校		
明和町立下御糸小学校		
大紀町立大宮中学校	令和8年3月31日	大紀町立大紀中学校と統合のため

公立学校の設置届を次のとおり受理しました。
令和8年3月31日

三 重 県 教 育 委 員 会

名　　称	位　　置	設置しようとする日	設　置　の　理　由
松阪市立東部北小学校	松阪市大宮田町195番地	令和8年4月1日	「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」及び「松阪市立小中学校再編活性化計画」に基づき再編するため
松阪市立東部南小学校	松阪市豊原町1120番地		「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」及び「松阪市立小中学校再編活性化計画」に基づき再編するため
松阪市立よねのしょう小学校	松阪市市場庄町20番地		「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」及び「松阪市立小中学校再編活性化計画」に基づき再編するため
明和町立明和北小学校	多気郡明和町大字馬之上902番地1	令和8年4月1日	「明和町小学校区編制にかかる基本計画」に基づき再編するため

公立学校の位置変更届を次のとおり受理しました。
令和8年3月31日

三 重 県 教 育 委 員 会

名　　称	位　　置		変更しようとする日	位置変更の理由
大紀町立 大紀中学校	変更前	度会郡大紀町崎291番地3	令和8年 4月1日	大紀町立大宮中学校と統合のため
	変更後	度会郡大紀町滝原1889番地7		

発　　行
津 市 広 明 町 13 番 地　　三 重 県 教 育 委 員 会